

平成25年度周南市徳山モーターボート競走事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成25年度周南市徳山モーターボート競走事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて、市議会の議決を求める。

平成26年9月2日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎